

失格基準価格の運用

失格基準価格：

失格基準価格とは、地方自治法施行令第167条の10における低入札価格調査制度を採用した建設工事の「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」の具体的な数値基準として、この価格を下回った入札は低入札価格調査会を開催せず失格とする価格のことで平成24年から導入しました。**※このたび、調査基準価格の見直しを行い、平成25年8月1日から下記の基準で取り扱います。(H26.4.1消費税改正)**

低入札価格調査制度(失格基準価格の運用)フロー(予定価格5000万円以上及び総合評価落札方式)

